

富士川町告示第53号

納税通知書が交付できない者の告示

下記に記載の者の令和8年度町県民税納税通知書は、納税義務者の住所並びに居所が不明なため、送達できないので、地方税法第20条の2及び富士川町税条例第18条の規定により告示する。

なお、送達を受けるべき者の納税通知書は、富士川町税務課に保管してあるので、申し出により交付する。

記

納税通知書番号

納税義務者名

7010898

PHAM DUY TUAN

令和8年6月24日

富士川町長 望月 利 樹



R8.6/30